有償運送に係る契約書

旅客自動車運送事業を行う、　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲の責任において実施する要介護者等の有償運送について、次のとおり契約を締結する。

（基本原則）

第１条　乙は、甲が使用権原を有する自家用自動車を用いて、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定に基づき、乙が提供する訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送を、甲の指揮監督下で、甲の事業と一体的に行うものとする。

２　　乙は前項以外の、要介護者等の輸送を行ってはならない。

（運行管理）

第２条　要介護者等の輸送を実施する場合の運行の管理は、甲の責任において行うものとする。

（指導監督）

第３条　甲は、乙に対し当該輸送について安全の確保、利用者の利便等に関する適切な指導を行い、また監督をするものとする。

（事故等の対応）

第４条　乙は、常に安全運行に留意し、故障その他の事故の恐れがあるときは、直ちに適切な措置を取らなければならない。

２　　乙は、運行に対する利用者からの苦情や改善案等の提案があったとき、または輸送中に事故が発生したときは、速やかに適切な対応を行うとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

３　運行における責任並びに事故発生時における責任は甲が負うものとする。ただし、その原因が乙個人の責に帰する場合にあってはこの限りでない。

（運送の対価）

第５条　利用者から収受する運賃・料金については別紙（運賃・料金表）のとおりとし、乙はそれ以外の負担を利用者に求めてはならない。

（協議事項）

第６条　この契約に定めのない事項、またはこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

（契約の効力）

第７条　この契約は、有償運送の許可期間において効力を有するものとする。但し、乙が甲の指揮下で訪問介護サービス等を行うことを廃止した場合はその時点をもって効力を失うものとする。

以上、この契約締結の証として本通２通を作成し、甲乙各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）住所　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）住所

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　印　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印